2023年1月号 Vol.68

オフィス恩



社労士事務所オフィス恩 代表 橋本 麻由美(はっしい) 特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント 行動指針作りアドバイザー・承認コミュニケーター 日本褒め言葉カード協会インストラクター 持ち味ファシリテーター 日本ストレスチェック協会ファシリテーター

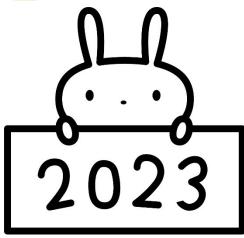
•••

あけまして おめでとう ございます





新年のごあいさつ



昨年は障害年金、キャリアカウンセリング、承認セミナー、両立支援セミナーを通じて様々な方とご縁をいただきまして、たいへんお世話になりました。ありがとうございました!

引き続き、障害年金を必要な方にお届けするべく、日々研鑽に励み、諦めない精神で取り組んでまいります。また、「生き方」「あり方」についてのお悩みをお伺いしたり、ご自身のキャリアの棚卸や今後の働き方についてお考えいただく「頭の整理をする場」として、キャリアカウンセリングにてご支援できるよう精進いたします。 本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



新型コロナの影響による休業に伴い報酬が急減した場合の健康保険 および厚生年金保険の標準報酬月額に関する特例措置が終了します

◆特例措置の内容

新型コロナの影響により事業所が休業し、従業員の報酬が著しく下がった場合に、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の等級を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、翌月から改定可能とする特例措置が講じられています。

この特例措置による等級の引下げは給付額等に影響することから、改定を受けるにあたっては従業員の書面による同意が必要となっています。

◆令和4年 12 月で特例措置が終了

11月29日、この特例措置を令和4年12月で終了する通達が出されました。終了後の標準報酬月額の改定および決定については、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」(昭和36年1月26日付け厚生省保険局長通知)等に基づき取り扱われることとなります。

◆令和4年 10~12 月の間で特例措置による改定を受ける場合の手続方法



改定を受ける場合は、事業主が、「被保険者報酬月額変更届 (特例改定用)」に申立書を添えて、急減月が生じた後、速やか に管轄の年金事務所へ提出します。

受付期間は、令和4年 10 月または同年 11 月を急減月とする届出が令和4年 10 月 31 日から令和5年1月末まで、また令和4年 12 月を急減月とする届出が令和4年 12 月 26 日から令和5年2月末までとされています。

なお、本特例措置の届出および申立書の内容が事実であることを確認できる書類については、事業所調査等により後日確認する場合があるので、届出日から2年間は保存を要します。

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221201T0030.pdf

【日本年金機構「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合における、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定の期間が延長されることになりました」】

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202210/20221011.html

~ON (オフィス思) ⇒ OFF (プライベート) ~

さぁ、新しい1年がスタートしました。今年は三が日はしっかりとお休みしました(笑)昨年の反省を活かして、パソコンのあるところから物理的に距離を取りました・・・

その甲斐あって、家族団らんの時間を持つことができ、ゆったりとした気持ちで新年を迎えました。今年は意識して「休む」時間を取ります^^

★今月の御朱印★ 高円寺にある氷川 神社。ここの境内 社に気象神社があ ります。

祭神は素戔嗚尊(す さのおのみこと)。



では、また来月もよろしくお願いいたします!